

改正

令和3年3月24日告示第28号

荒尾市マスコットキャラクター「マジジャッキー」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市を広くPRするために作成したマスコットキャラクター「マジジャッキー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ荒尾市マスコットキャラクター「マジジャッキー」着ぐるみ借用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容が次のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 特定の個人又は団体の宣伝に用いるとき、又は用いるおそれのあるとき。
- (2) 政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 家族その他の特定又は限定した者に観賞等させるために使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみ不能使用できない状態にあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しを承認するときは、荒尾市マスコットキャラクター「マジジャッキー」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出しを承認しないときは、荒尾市マスコットキャラクター「マジジャッキー」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

3 市長は、承認に際し、申請者に必要な条件を付することができる。

(貸出料)

第4条 着ぐるみの貸出しに係る料金は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、前条第2項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出し)

第6条 使用者が着ぐるみの貸出しを受けるときは、荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」着ぐるみ借用届（様式第4号）を提出するとともに、使用に問題がないことを確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に貸与しないこと。
- (4) 雨天時に野外で使用しないこと。
- (5) 汚損（異臭の吸着を含む。以下同じ。）しないように努めること。
- (6) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみの操作者は、装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみの装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の当該使用者に対する着ぐるみの貸出しは承認しないものとする。

2 前項の規定による承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消すときは、荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

(返却)

第9条 使用者は、貸出期間を経過したとき、又は承認を取り消されたときは、荒尾市マスコット

キャラクター「マジックキー」着ぐるみ返却届兼使用状況報告書（様式第6号）に使用状況を映した写真又は画像データを添付して、遅滞なく着ぐるみを返却しなければならない。

（原状回復）

第10条 使用者は、着ぐるみを損傷又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、補修し、又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 使用者は、補修が困難な状態まで損傷させたときは、実費弁償しなければならない。

3 使用者は、前2項の規定により着ぐるみを補修し、若しくはクリーニングを行い、又は実費弁償をするときは、事前に市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（免責）

第11条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第28号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。